

令和5年9月8日

第4回廿日市市議会議案説明書
(第3回定例会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案説明書目次

議案第60号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する 条例	1
議案第61号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	3
議案第62号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	5
議案第63号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	7
議案第64号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	9
議案第65号	広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事 業施行条例を廃止する条例	11
議案第66号	広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業施 行条例を廃止する条例	13
議案第70号	工事請負契約の締結について	15
議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について	17
議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について	21
議案第74号	財産の取得について	23
議案第75号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	25
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	27

(議案第60号)

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(市民課)

1 提案の要旨

宮内の一部において、街区方式による住居表示が実施され、区域の名称が変更されることに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整理の内容
廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	区域の名称を整理する。
廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	

2 施行期日

令和5年11月6日

(議案第 6 1 号)

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

(市 民 課)

1 改正の理由

新たに本市が設置する申請端末機及び電子申請を利用した印鑑登録証明書の交付に係るサービスを開始することに伴い、当該サービスにおいて同証明書を交付するために必要な事項を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 印鑑の登録を受けた者が、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を利用して本市が設置する申請端末機から印鑑登録証明書の交付を申請し、同証明書の交付を受けることができることとする。
- (2) 印鑑の登録を受けた者が、個人番号カード用署名用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用署名用電子証明書が記録された移動端末設備を利用して電子情報処理組織に必要な事項を入力する方法によって、印鑑登録証明書の交付を申請し、同証明書の交付を受けることができることとする。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 6 2 号)

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 提案の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

子ども・子育て支援法

第 3 4 条

- ② 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

(議案第63号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(都市計画課)

1 改正の理由

宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正され、盛土等の許可行為において、中間検査等の新たな事務を行うこととなることに伴い、当該事務に係る手数料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 許可の対象となる工事の種類を、次のとおり改定する。

現 行	改正案
宅地造成工事	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事

(2) 造成等を行う土地の面積に応じた手数料の額を、次のとおり改定する。

面 積	現 行	改正案
500 平方メートル以内	1万2,000円	1万4,000円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	2万2,000円	2万6,000円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	3万2,000円	3万8,000円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内	4万8,000円	5万8,000円

5,000 平方メートルを 超え 1 万平方メートル 未満	6万9,000円	8万2,000円
1 万平方メートル	6万9,000円	—
1 万平方メートルを超 え 2 万平方メートル以 内	11万円	—
2 万平方メートルを超 え 4 万平方メートル以 内	17万円	—
4 万平方メートルを超 え 7 万平方メートル以 内	26万円	—
7 万平方メートルを超 え 10 万平方メートル 以内	34万円	—
10 万平方メートルを 超える	43万円	—

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第64号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、蓄電池設備に関する規定などの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 蓄電池設備について、次のとおり改正する。

ア 規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時とする。

イ 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものを除いて、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすることとする。

ウ 開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする。

エ 屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくとも、雨水等の浸入防止措置の講じられた^{きょう}筐体に収められたものとすればよいこととする。

オ 屋外に設ける蓄電池設備に係る建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がある規定の除外規定として、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものを追加する。

(2) キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととする。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととする。

(4) 厨房設備の離隔距離の規定に固体燃料を使用する炭火焼き器を追加する。

3 施行期日

令和6年1月1日

4 根拠法令

消防法

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

(議案第 6 5 号)

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例を
廃止する条例

(都市計画課)

1 提案の要旨

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業が完了したため、広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

土地区画整理法

第 5 3 条 前条第 1 項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

(議案第 6 6 号)

広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業施行条例を廃止
する条例

(都市計画課)

1 提案の要旨

広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業が完了したため、広島圏都市計画事業油ヶ免土地区画整理事業施行条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第 6 5 号説明書に同じ。

(議案第70号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市津田1989番地1において施工する佐伯消防署整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地下1階地上2階建て

延べ面積 1,198.60平方メートル

解体工事 一式

外構工事 一式

(2) 請負金額 440,000,000円

(3) 請 負 者 廿日市市梅原一丁目4番39号

株式会社 竹内

代表取締役 竹 内 朗

(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和7年1月31日まで

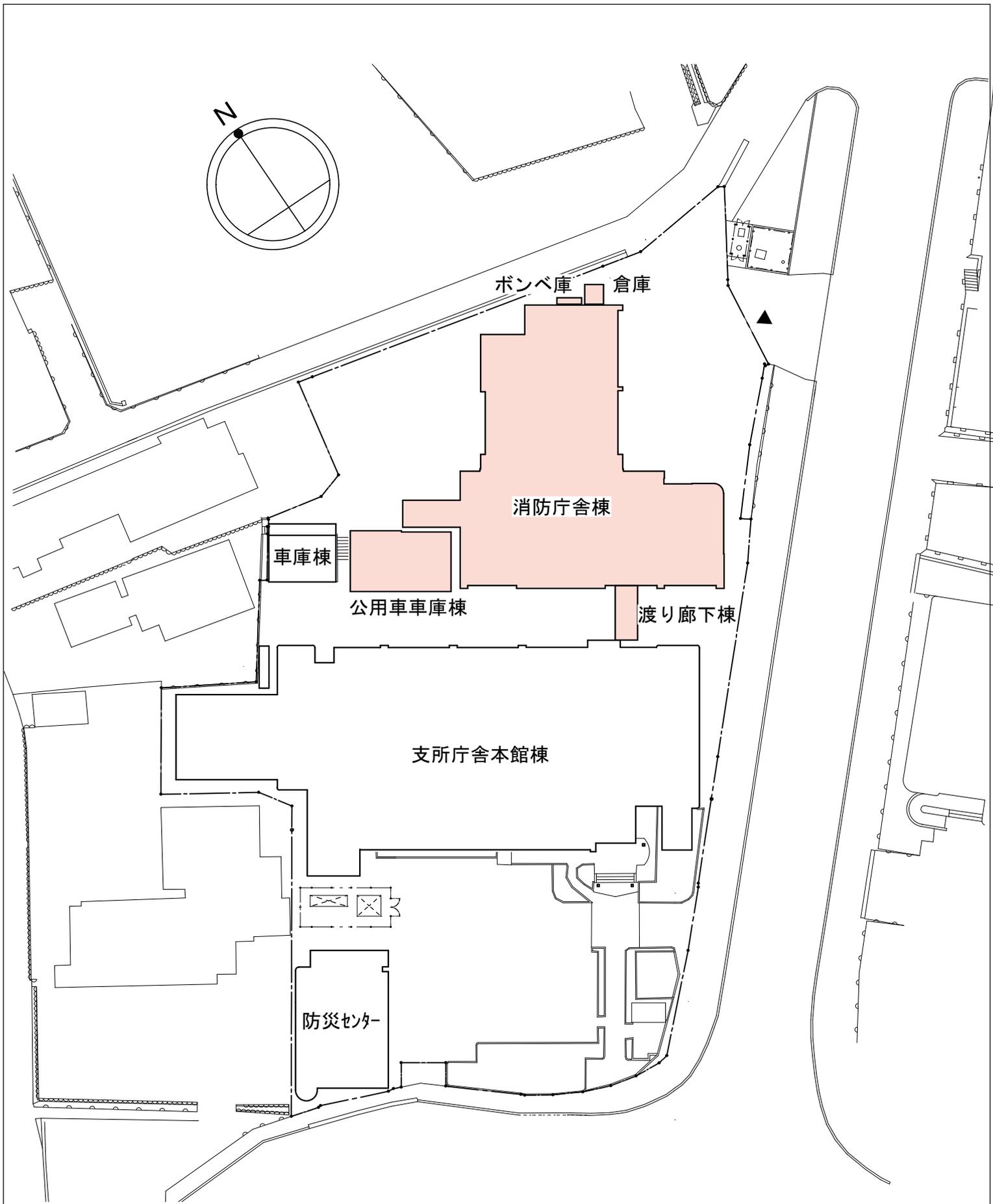
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号

の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1

億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



ポンベ庫 倉庫

消防庁舎棟

車庫棟

公用車車庫棟

渡り廊下棟

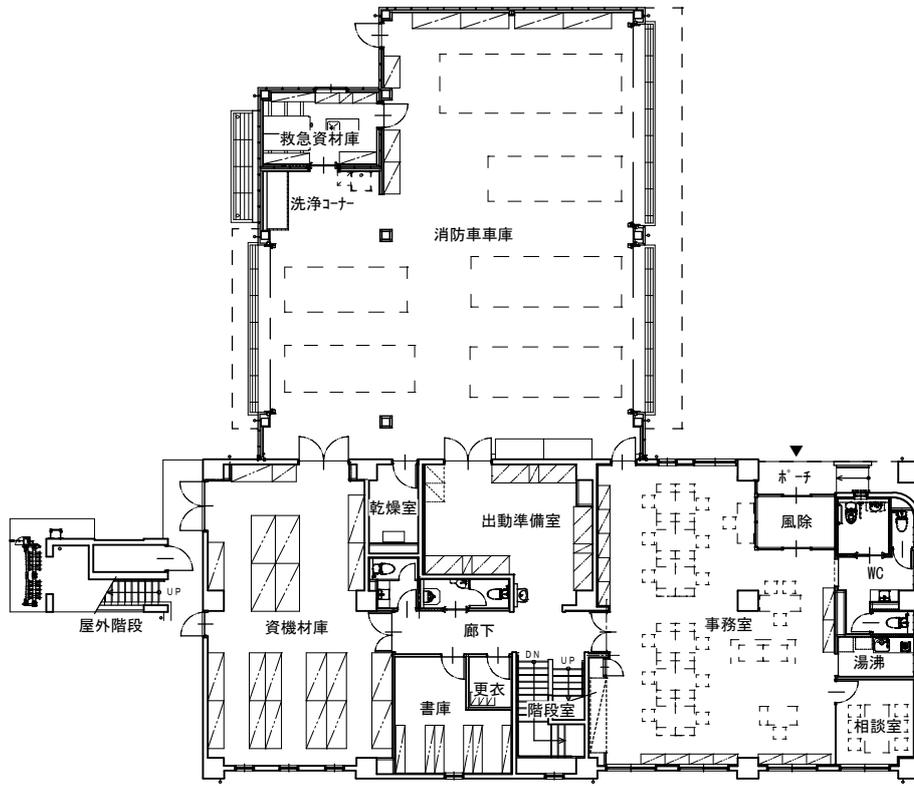
支所庁舎本館棟

防災センター

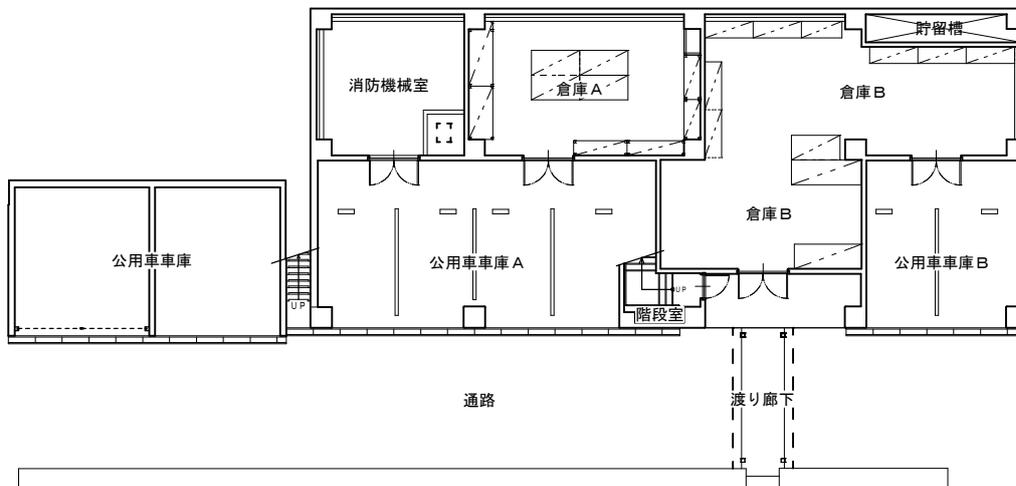
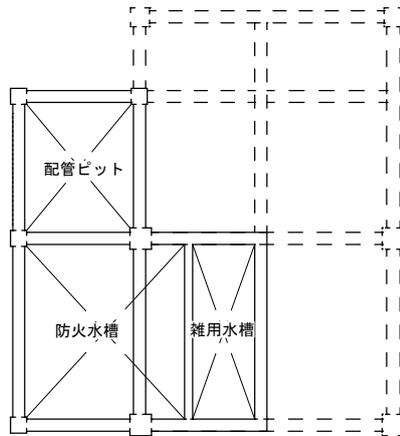
0m 10m 20m

配置図

佐伯消防署整備工事



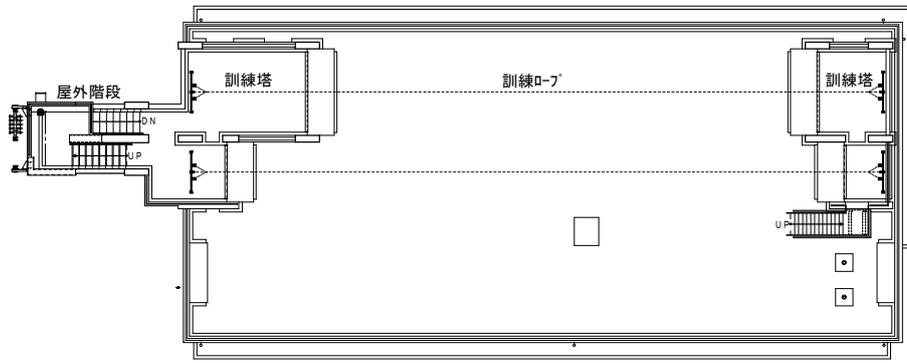
1階 平面図



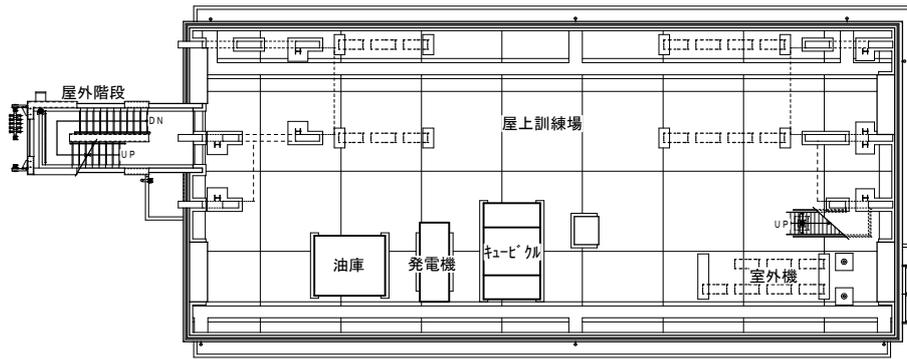
地下1階 平面図



佐伯消防署整備工事



塔屋 平面図

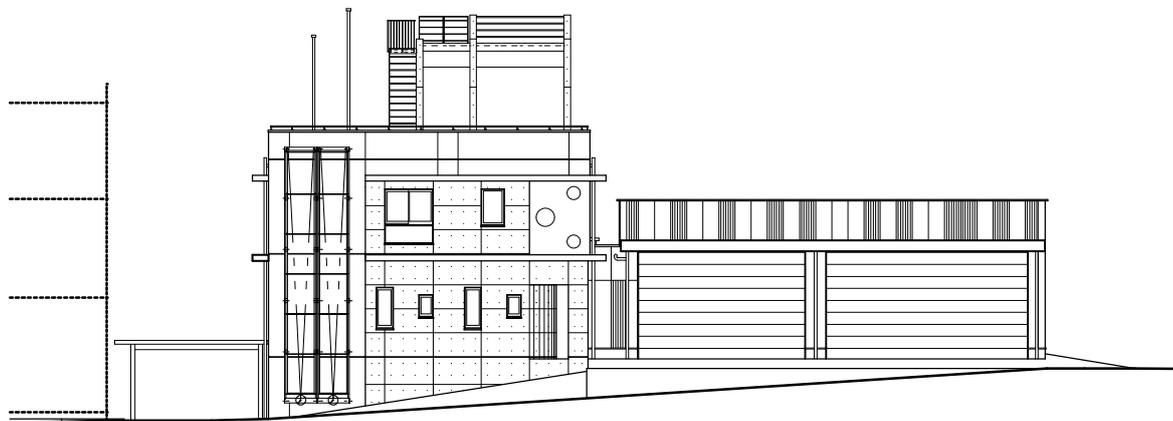


屋上 平面図

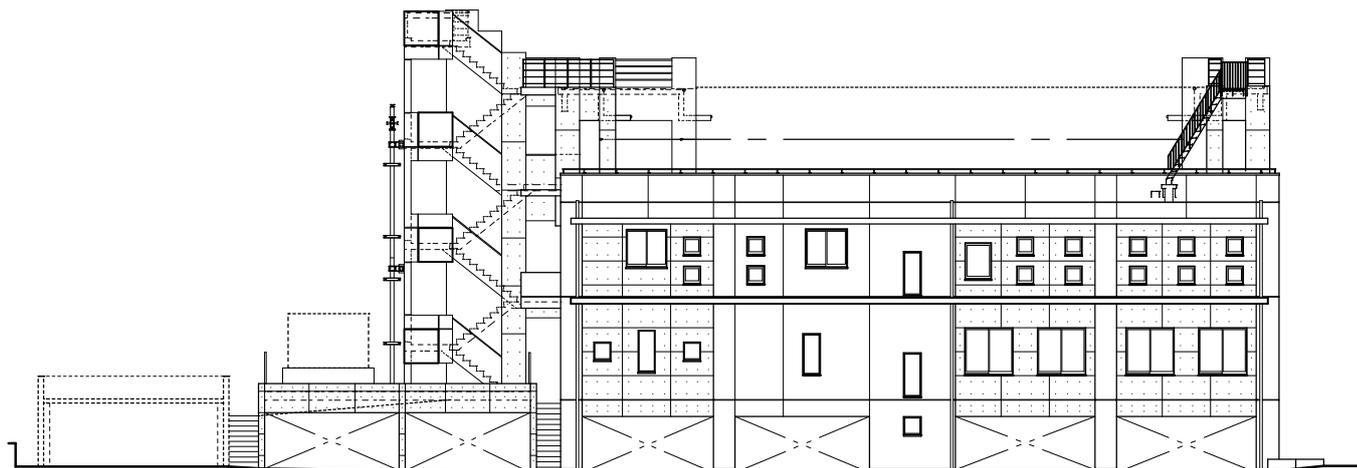


2階 平面図

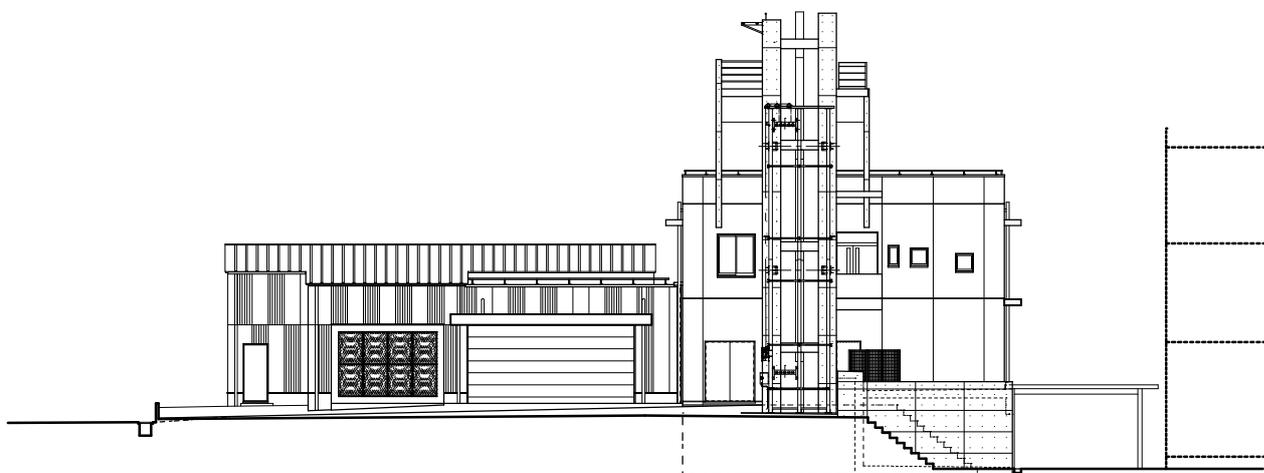




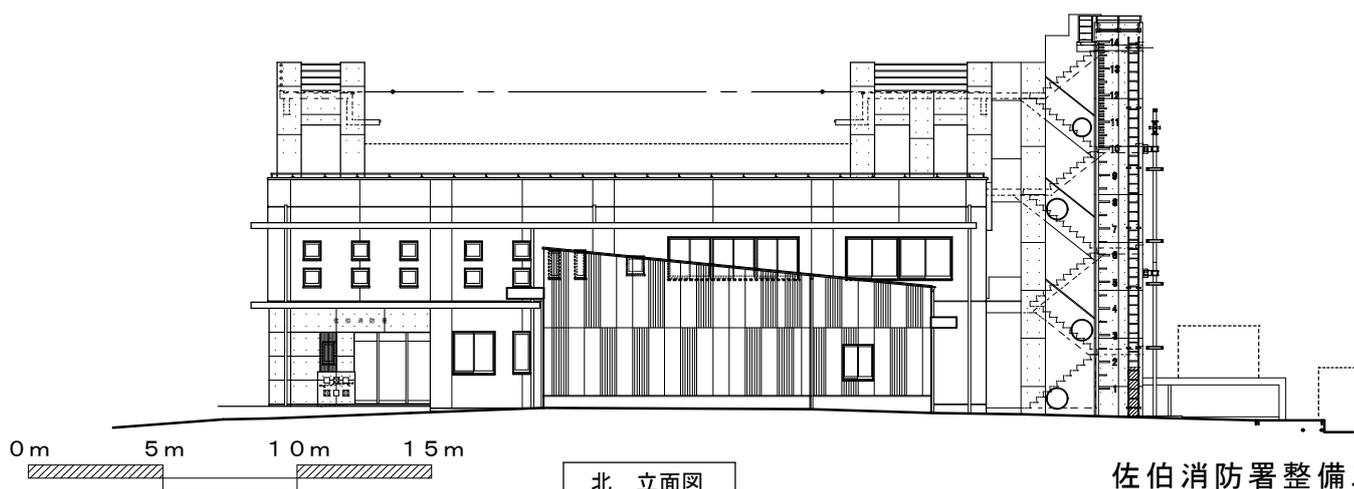
東 立面图



南 立面图



西 立面图



北 立面图

佐伯消防署整備工事

(議案第71号)

公の施設の指定管理者の指定について

(中山間地域振興室)

1 提案の要旨

廿日市市あさはらまちづくり交流センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市あさはらまちづくり交流センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市浅原2662番地3

特定非営利活動法人 NPOあさはら

理事長 酒井豊裕

(3) 指定の期間

令和6年4月1日から

令和9年3月31日まで

2 根拠法令

地方自治法

第244条の2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 7 2 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(スポーツ推進課)

1 提案の要旨

廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市スポーツセンター
峰高公園多目的広場
佐伯総合スポーツ公園体育館
佐伯総合スポーツ公園野球場
佐伯総合スポーツ公園陸上競技場
佐伯総合スポーツ公園テニスコート
廿日市市サッカー場

(2) 指定管理者となる団体の名称

イズミテクノ・シンコースポーツ共同企業体
代表者 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号
株式会社 イズミテクノ
代表取締役 本 田 雅 彦
構成員 広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号
シンコースポーツ中国株式会社
代表取締役 石 崎 健 太

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和11年3月31日まで

2 根拠法令

議案第71号説明書に同じ。

(議案第 7 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者の指定期間が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

国民宿舎（みやじま杜の宿）

(2) 指定管理者となる団体の名称

合人社・東洋観光グループ

代表者 広島市中区袋町 4 番 3 1 号

株式会社 合人社計画研究所

代表取締役 福 井 滋

構成員 広島市中区田中町 2 番 1 0 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

(3) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 7 1 号説明書に同じ。

(議案第74号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署及び佐伯消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 指揮車

数 量 2台

3 取得価格 22,506,000円

4 相手方 廿日市市桜尾本町14番4号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第75号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 佃祐世委員は、令和5年9月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

佃 祐 世 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

青 木 春 好

酒 井 龍 夫

河 原 直 己

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(諮問第2号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 新居克己委員、白築京子委員、山本紀枝委員及び島雅夫委員は、令和5年12月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

石 角 剛 (新任)

奥 志保江 (新任)

北 山 若 音 (新任)

吉 賀 忠 雄 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

兒 玉 宣 明

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

白 築 京 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

山 本 紀 枝

河 野 和 夫

下 桶 博 美

島 雅 夫

中 田 禎 二

石 井 憲 幸

能 島 美 緒

倉 田 耕 三

小早川 雅 子

向井田 さつき

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。